

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 審査結果 |
|-------------------------|------------------------------------|---|--|------|
| 24 年－ 32 (24. 11.26) | 教 育 関連陳情 企 画 24 年－ 32 | <p>公立・私立とも就学支援金制度の拡充を求めることについて</p> <p>▶陳情趣旨 2010 年度から始められた「高校無償化」は、憲法のいう「教育の機会均等の保障」を具現化するものとして、また、長年の父母・国民のねがいに応えた政策として大いに歓迎されるものである。高校教育は義務教育ではないものの、高等学校等の進学率は約 98 %に達し、国民的な教育機関になっており、今日では高校教育は実質的に義務教育に含まれるといっても過言ではなく、当然の施策とも言える。 高校教育の一翼を担う私立高校については「無償化」ではなく、就学支援金として、年収 250 万円（鳥取県では 350 万円）以下の低所得世帯の生徒については、237,600 円が助成されている。しかし、私立高校生が実際に支払う授業料（施設設備費含む）は、平均約 42 万 8 千円（2010 年度子どもの学習費調査）で、無償化と呼ぶにはあまりにも高額な授業料が残されている。 長引く不況による勤労者所得の減少によって、「子どもの貧困」が問題になり、とりわけ私立高校生の世帯にとっては高い授業料が家計を圧迫している。また、都道府県によっては公立高校の「留年生」「既卒者（再入学者）」から授業料を徴収している自治体がある。</p> <p>▶陳情事項 教育の機会均等の保障という観点から、下記事項について陳情する。 公立高校の授業料不徴収ならびに私学の就学支援金制度を拡充するよう国に働きかけること。</p> | 鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 代表 市 谷 尚 三 （鳥取市相生町 4 － 402 － 33） 外 1, 2 5 2 名 | |